○防衛省告示第百七十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年六月十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡読谷村字喜名喜名原（二九番、八六番、一一四番、一三三番、一三五番及び一七八番）、字喜名前原（五六〇番、五七七番一、六〇三番及び六一三番）、字喜名東原（七六六番及び七九六番）、字喜名西平原（八八八番、九四九番、九五二番、九八一番及び九九二番）、字喜名後間原（一〇九六番、一〇九六番二、一一二二番、一一二三番及び一一二七番）、字喜名福地原（一二〇七番、一二一二番、一二四七番及び一二五七番）、字喜名親子比利原（一三一五番）、字喜名外部原（一八五三番、一九〇七番、一九一七番、二〇五六番及び二〇七七番）、字座喜味尾頓川（二八七九番）、字伊良皆仲地原（八九五番）、字伊良皆東原（一六〇〇番）、字伊良皆前原（一七五二番）、字長田与名田原（二二一番及び二三一番）及び字長田石嶺原（四三四番、四七九番、五二七番、五四七番、五五九番及び五六九番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

郡上市美並町三戸字白岩ス八八二番一から同市美並町三戸字小瀬八四四番三まで　前　八・九〇～六九・七〇（メートル）　〇・一八四（キロメートル）　後　八・九〇～九〇・三〇（メートル）　〇・一八四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○防衛省告示第百七十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年六月十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字山内大迫原（一〇二五番一）、字山内西原（一二九二番）及び字山内石迫原（一五三六番八）

沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜金壇子原（五九番及び六七番）、字国直下国直原（八〇三番）、字屋良屋良原（一五六番）、字屋良崎間作原（一一九一番）、字野里村内原（一一六番二）、字野里大城原（五一四番）、字野里前原（一〇三八番）、字野国後原（二四八番及び二九四番）及び字東青名地原（八〇番三、八〇番四、八〇番六及び八〇番七）

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安山伊森原（一〇七〇番）及び字下勢頭下勢頭原（四〇〇番二）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番地一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭八三七番地一　北谷町商工業研修等施設

国会事項

衆議院

議案提出

六月二十四日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（西岡義高外一名提出）

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（簗和生外七名提出）

衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信外十一名提出）

質問書転送

六月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書

議事日程

六月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

令和八年六月二十五日（木曜日）

午後一時開議

第一　電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

第四　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第五　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

参議院

議事日程　第二十四号

令和八年六月二十四日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案提出

六月二十四日議員から次の議案が提出された。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江外四名発議）（参第一一号）

議案受領（予備審査）

六月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（橋本幹彦外三名提出）（衆第一九号）

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（西岡義高外三名提出）（衆第二〇号）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河井昭成外三名提出）（衆第二一号）

議案付託

六月二十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）　外交防衛委員会に付託

人事異動

法務省

（人吉区検察庁副検事）副検事　柳田　俊和

辞職を承認する

高杉　直　毛利　透　横田　絵理

法制審議会委員に任命する（各通）（以上六月二十四日）